

国立大学法人岡山大学管理学則

〔平成16年4月1日〕
岡大学則第1号

改正 平成17年3月24日学則第1号
平成18年1月26日学則第1号
平成18年3月30日学則第4号
平成19年2月 1日学則第1号
平成19年3月30日学則第3号
平成20年1月31日学則第1号
平成20年3月27日学則第4号
平成21年1月28日学則第1号
平成21年3月27日学則第4号
平成22年1月28日学則第1号
平成22年3月31日学則第3号
平成22年7月22日学則第5号
平成23年1月27日学則第1号
平成23年4月26日学則第2号
平成23年9月27日学則第3号
平成24年1月24日学則第1号
平成24年3月22日学則第3号
平成24年11月28日学則第4号
平成25年3月27日学則第3号
平成25年9月30日学則第4号
平成25年11月28日学則第5号
平成26年1月28日学則第1号
平成26年3月27日学則第4号
平成26年6月19日学則第6号
平成26年9月30日学則第8号
平成26年11月27日学則第9号
平成27年2月24日学則第1号
平成28年2月23日学則第3号
平成29年3月28日学則第2号
平成29年11月28日学則第5号
平成30年3月27日学則第1号
平成30年9月27日学則第5号
平成31年3月28日学則第1号
平成31年4月16日学則第4号
令和元年10月1日学則第5号
令和2年3月31日学則第2号
令和3年1月26日学則第1号
令和4年2月1日学則第1号
令和4年3月29日学則第3号
令和5年3月28日学則第1号
令和5年4月25日学則第4号
令和6年3月27日学則第1号

第 1 章 法人

第 1 節 総則

(法人の目的)

第 1 条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(業務の範囲等)

第 2 条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
 - 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成 1 5 年政令第 4 7 8 号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
 - 七 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）第 2 1 条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項第 6 号に掲げる業務及び同項第 7 号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 2 節 役員及び職員、組織等

(役員)

第 3 条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第 2 8 条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第 3 条の 2 法人に副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事の担当業務を分掌し、これを補佐する。
- 3 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 4 条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
 - 二 教育職員
 - 三 医療職員
 - 四 その他の職員
- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
 - 3 第 1 項第 2 号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
 - 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(法人本部)

第4条の2 法人に、学長の監督の下で法人業務を統括するとともに、法人の管理に係る事務を行うため、法人本部を置く。

2 法人本部に、法人全体に係る専門的業務を実施するため、次に掲げる業務センターを置く。

- 一 情報統括センター
- 二 評価センター
- 三 グローバルエンゲージメントセンター

3 前2項に規定するほか、法人本部に関し、必要な事項は、別に定める。

(法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

(役員会)

第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣

の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育研究活動等の状況等の公表）

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者受入れの方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

五 教育課程編成・実施の方針及び授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

六 卒業認定・学位授与の方針及び学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の本学が徴収する費用に関すること。

九 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第2節 大学の構成

（学部・学科・課程等）

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に学科目を置く。

（大学院）

第14条 本学に大学院を置く。

第15条及び第16条 削除

(学術研究院)

第16条の2 本学に、教員組織として学術研究院を置く。

(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。

資源植物科学研究所

惑星物質研究所

異分野基礎科学研究所

文明動態学研究所

2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は、岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所、界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター

社会文化科学研究科 国際連携推進センター

環境生命自然科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター

医歯薬学総合研究科 薬用植物園、医療教育センター

法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

異分野基礎科学研究所 国際構造生物学研究センター

第20条から第22条まで 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

(岡山大学図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

3 第1項の附属図書館の名称は、岡山大学図書館とする。

(総合技術部)

第25条 本学に、総合技術部を置く。

(規則)

第26条 第13条、第14条及び第16条の2から前条までに関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 機構

(機構)

第27条 本学に、本学の重要な目的を達成するための組織として、次に掲げる機構を置く。

一 教育推進機構

二 研究・イノベーション共創機構

三 安全衛生推進機構

四 異分野融合教育研究機構

五 附属学校機構

六 図書館・公共知共創機構

- 2 教育推進機構は、入学者選抜・高大接続、共通教育・外国語教育、国際教育等の全学にわたる教育、学生支援、学習・教授支援等を主な活動領域とし、本学における教育活動の向上と発展に資する、調査研究、実施推進、検証改善を行うことを目的とする。
- 3 研究・イノベーション共創機構は、本学の理念・研究目標・社会貢献を達成し、ウェルビーイング社会を実現するため、研究及び社会共創の推進を企画・立案、調整、実施し、また、研究不正の防止等研究コンプライアンスを図ることによって、本学における広範な領域の学術研究を推進し、重点的に研究拠点の形成を進め、知的資産の形成を促進する。さらに、地域・社会課題を解決する地域共創のハブとなることにより、知的財産を組織的に管理・活用・保護し、研究成果を積極的に社会に還元する。併せて本学の財政基盤の向上に資することを目的とする。
- 4 安全衛生推進機構は、本学の安全衛生、保健管理、防災、環境保全及び環境安全に関する業務を統括し、本学構成員等の安全と健康の確保を図るとともに、安全衛生等に関する本学の社会的責任を果たすことを目的とする。
- 5 異分野融合教育研究機構は、異なる学問分野や専門領域の融合による教育研究活動を推進することにより、新たな知の創造を実現し、本学のさらなる学術的発展に資することを目的とする。
- 6 附属学校園機構は、第23条に規定する附属学校を統括し、地域と連携し、地域の範となる附属学校を目指して、大学と一体となった管理運営を行うとともに、附属学校における教育研究の高度化、体系化及び組織化を推進することを目的とする。
- 7 図書館・公共知共創機構は、岡山大学図書館の運営を統括するとともに、岡山大学図書館を中核として学術・イノベーションの叡智や本学の教育研究の成果を広く公共に還元し、地域社会等との連携・協力・対話による取組等を通じて新たな公共知を創出していくことを目的とする。
- 8 前7項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 組織の長その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(総括副学長)

第29条 本学に総括副学長を置くことができる。

- 2 総括副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 総括副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第29条の2 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長の校務を助ける。
- 3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(学術研究院長)

第37条の2 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

2 学術研究院長は、学術研究院に関する事項を掌理する。

第38条から第41条まで 削除

(附属学校の長)

第42条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、附属学校機構長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(岡山大学図書館の館長及び分館長)

第43条 岡山大学図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

2 館長は、岡山大学図書館に関する事項を掌理する。

3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副館長)

第44条 岡山大学図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を助ける。

(機構長)

第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。

2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。

(副機構長)

第46条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、機構長の職務を助ける。

第47条 削除

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつ

て、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 事務組織

(事務組織)

第48条の2 第13条から第27条までに定める組織に関する事務その他の本学における教育研究活動等の推進に係る事務を行うため、本学に事務組織を置く。

- 2 事務組織には、事務職員その他必要な職員を置く。
- 3 その他事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 会議

(部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

- 2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第50条 本学の各学部、大学院の各研究科、学術研究院の各学域、各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第50条の2 第27条に規定する機構に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第7節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第51条 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第8節 学生の定員等

(収容定員等)

第52条 学部、学科等別収容定員等は、別表第1のとおりとする。

- 2 学部、学科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第1に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。
- 3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、学部において別に定める。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的等

(大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。

(自己評価等)

第54条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、大学院及び研究科ごとに自己評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあつては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。
- 5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

第2節 大学院の構成

(研究科、専攻、課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)

	医歯薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

- 2 社会文化科学研究科，環境生命自然科学研究科，保健学研究科，医歯薬学総合研究科（医歯薬学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期 2 年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。
- 3 法務研究科の課程は，第 60 条で定める法科大学院の課程とする。
- 4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は，第 60 条の 2 で定める教職大学院の課程とする。
- 5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き，その種類その他必要な事項は，別に定める。
- 6 第 1 項から前項までに定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，別に定める。
（修士課程）
- 第 57 条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
（博士課程）
- 第 58 条 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
（専門職学位課程）
- 第 59 条 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
（法科大学院の課程）
- 第 60 条 前条の専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，法科大学院の課程とする。
（教職大学院の課程）
- 第 60 条の 2 第 59 条の専門職学位課程のうち，専ら幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，教職大学院の課程とする。
（兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施）
- 第 61 条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては，本学，兵庫教育大学，上越教育大学，鳴門教育大学，滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。
- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は，兵庫教育大学，上越教育大学，鳴門教育大学，滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに，本学教育学研究科の教員が担当し，又は分担するものとする。

第3節 教員組織

第62条 削除

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等

(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 研究科、専攻科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第2、別表第3及び別表第4に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。

3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、研究科において別に定める。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科，行動科学科，歴史文化学科，言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，

岡山大学大学院		特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
	文学研究科	人間学専攻，行動科学専攻，歴史文化学専攻，言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻，公共政策専攻，地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻
	医学研究科	生理系，病理系，社会医学系，内科系，外科系
	歯学研究科	歯学専攻
	文化科学研究科	人間社会文化学専攻，産業社会文化学専攻
	自然科学研究科	物質科学専攻，生物資源科学専攻，システム科学専攻，知能開発科学専攻

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については，旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は，法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間，それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から令和12年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。

一 収容定員

学 部	学 科 等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
文学部	人文学科	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	養護教諭養成課程	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
法学部	法学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
	夜間主コース	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	計	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
経済学部	経済学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
	夜間主コース	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980
理学部	数学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	89	98	98	98	98	98	98	98	98	98
	物理学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	148	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	化学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	生物学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	地球科学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	103	106	106	106	106	106	106	106	106	106
		40	40	40	40	40	40	40	40	40	20									
	計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	610	620	620	620	620	620	620	620	620	620
医学部	医学科	662	682	702	712	715	715	712	709	706	703	700	694	691	686	674	662	650	641	632
	保健学科 看護学専攻	340	340	340	340	340	340	340	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	放射線技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	検査技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	1,342	1,362	1,382	1,392	1,395	1,395	1,392	1,389	1,386	1,363	1,340	1,334	1,331	1,326	1,314	1,302	1,290	1,281	1,272
歯学部	歯学科	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
	計	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
薬学部	薬学科	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
	創薬科学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
工学部	工学科										610	1,220	1,860	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	2,620	2,620
	従 前 の 学	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	480	320	160							
		電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	300	200	100							
		情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	180	120	60							
		化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	420	280	140							
		機械工学科	160	80																

	科	物質応用化学科	120	60																	
		電気電子工学科	120	60																	
		情報工学科	120	60																	
		生物機能工学科	160	80																	
		システム工学科	160	80																	
		通信ネットワーク工学科	80	40																	
			60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30							
	計		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	2,620	2,620
環境理工学部	専門分野	環境数理学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60	40	20							
		環境デザイン工学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150	100	50							
		環境管理工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40							
		環境物質工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40							
	計		600	600	600	600	600	600	600	600	600	450	300	150							
農学部	総合農業科学科		480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	
	計		480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	
			9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,347	9,374	9,399	9,417	9,435	9,423	9,414	9,405

二 入学定員

学 部	学 科 等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
文学部	人文学科	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
教育学部	学校教育教員養成課程	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	養護教諭養成課程	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
法学部	法学科	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	昼間コース																			
	夜間主コース	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
計		225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
経済学部	経済学科	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	昼間コース																			
	夜間主コース	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
計		245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	112	112	112	112	109	109	107	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	275	272	272	272	272	269	269	267	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	工学科									610	610	610	640	640	640	640	640	640	640
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160										
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100										
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60										
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140										
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	640	640	640	640	640	640	640
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20	20										
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50	50										
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40	40										
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40	40										
	計	150	150	150	150	150	150	150	150										
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合 計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,195	2,192	2,222	2,220	2,213	2,213	2,213	2,213

6 別表第2の規定にかかわらず，平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別（法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。）の収容定員は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程 博士後期課程	
		収容定員		収容定員	
		平成 30年度	平成 31年度	平成 30年度	平成 31年度
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—
	従前の				
	専攻				
	学校教育学専攻	6	—	—	—
	発達支援学専攻	9	—	—	—
	教科教育学専攻	47	—	—	—

		教育臨床心理学専攻	8	—	—	—
		計	107	74	—	—
社会文化科学研究科	国際社会専攻		14	28	—	—
	日本・アジア文化専攻		12	24	—	—
	人間社会文化専攻		30	60	—	—
	法政理論専攻		15	30	—	—
	経済理論・政策専攻		6	12	—	—
	組織経営専攻		25	22	—	—
	社会文化学専攻		—	—	36	36
	従前の 専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—	—
		比較社会文化学専攻	40	—	—	—
		公共政策科学専攻	19	—	—	—
		計	188	176	36	36
自然科学研究科	数理物理学専攻		76	76	26	22
	分子科学専攻		48	48	—	—
	生物科学専攻		44	44	—	—
	地球科学専攻		32	32	—	—
	機械システム工学専攻		196	196	—	—
	電子情報システム工学専攻		180	180	—	—
	応用化学専攻		100	100	19	17
	地球惑星物質科学専攻		—	—	20	20
	地球生命物質科学専攻		—	—	45	39
	学際基礎科学専攻		—	—	10	20
	産業創成工学専攻		—	—	60	57
	従前の 専攻	生命医用工学専攻	57	—	20	10
		計	733	676	200	185
保健学研究科	保健学専攻		52	52	30	30
		計	52	52	30	30
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻		60	60	—	—
	生命環境学専攻		46	46	—	—
	資源循環学専攻		86	86	—	—
	生物資源科学専攻		50	50	—	—
	生物生産科学専攻		76	76	—	—
	環境科学専攻		—	—	66	66
	農生命科学専攻		—	—	60	60
		計	318	318	126	126
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻		40	40	—	—
	薬科学専攻		77	74	29	28
	生体制御科学専攻		—	—	100	100
	病態制御科学専攻		—	—	248	248
	機能再生・再建科学専攻		—	—	112	112
	社会環境生命科学専攻		—	—	52	52
		計	117	114	541	540

ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	80	160	16	32
	計	80	160	16	32
合 計		1,595	1,570	949	949

- 7 別表第3の規定にかかわらず、平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成 29年度	平成 30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合 計		84	78

- 8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程
		収容定員
		平成30年度
教育学研究科	教職実践専攻	65
	計	65
合 計		65

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２２年８月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第１３条第１項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成２３年３月３１日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成２３年５月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２３年１１月１５日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第２１条の改正規定は、平成２４年２月１日から施行する。
- 2 改正後の第５０条第１項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成２４年３月３１日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第５６条第１項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成２４年３月３１日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第５６条第１項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成２４年３月３１日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前２項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２６年１月２８日から施行する。

附 則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２６年７月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50条は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科は、それぞれ、令和5年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科の3年次編入学は、令和4年度まで実施するものとする。
- 4 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、環境理工学部並びに環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科及び環境物質工学科は、それぞれ、令和3年3月31日に在学する学生が当該学部及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 第2項及び前項の規定により存続する学部及び学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理科学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理科学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項第6号及び同条第7項については、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第52条関係）

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
		人	人	人
文学部	人文学科	700	175	
	計	700	175	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	250	
	養護教諭養成課程	120	30	
	計	1,120	280	
法学部	法学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	80	20	
	計	900	225	
経済学部	経済学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	160	40	
	計	980	245	
理学部	数学科	98	20	9
	物理学科	156	35	8
	化学科	130	30	5
	生物学科	130	30	5
	地球科学科	106	25	3
	計	620	140	30
医学部	医学科	625	100	5
	保健学科			
	看護学専攻	320	80	
	放射線技術科学専攻	160	40	
	検査技術科学専攻	160	40	
	計	1,265	260	5
歯学部	歯学科	313	48	5
	計	313	48	5
薬学部	薬学科	240	40	
	創薬科学科	160	40	
	計	400	80	
工学部	工学科	2,620	640	30
	計	2,620	640	30
農学部	総合農業科学科	480	120	
	計	480	120	
合	計	9,398	2,213	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は、第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博士前期課程 収容定員	入学定員	博士後期課程 収容定員	入学定員
教育学研究科	教育学専攻 計	人 74 74	人 37 37	人 — —	人 — —
社会文化科学研究科	国際社会専攻 日本・アジア文化専攻 人間社会文化専攻 法政理論専攻 経済理論・政策専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	28 24 60 30 12 22 — 176	14 12 30 15 6 11 — 88	— — — — — — 36 36	— — — — — — 12 12
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻 計	1002 1002	501 501	288 288	96 96
保健学研究科	保健学専攻 計	52 52	26 26	30 30	10 10
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻 薬科学専攻 医歯薬学専攻 計	40 74 — 114	20 37 — 57	— 18 512 530	— 6 128 134
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻 計	160 160	80 80	48 48	16 16
合	計	1,578	789	932	268

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人 72 72	人 24 24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人 90 90	人 45 45
合	計	90	45

岡 山 大 学 学 則

〔平成16年4月1日〕
岡 大 学 則 第 2 号

改正 平成16年 7月29日学則第4号
平成17年 3月24日学則第1号
平成17年12月 1日学則第2号
平成18年 1月26日学則第2号
平成19年11月29日学則第5号
平成20年 1月31日学則第2号
平成21年 1月28日学則第2号
平成21年 3月27日学則第5号
平成22年 1月28日学則第2号
平成22年 9月30日学則第6号
平成25年 1月28日学則第1号
平成26年 1月28日学則第2号
平成26年 4月30日学則第5号
平成26年 6月19日学則第7号
平成28年 1月26日学則第1号
平成28年 2月23日学則第4号
平成28年 3月29日学則第6号
平成29年 1月31日学則第1号
平成29年 8月 1日学則第4号
平成30年 3月27日学則第2号
平成30年 7月 5日学則第4号
平成30年 9月27日学則第6号
平成31年 3月28日学則第2号
令和 2年 2月28日学則第1号
令和 4年 2月 1日学則第2号
令和 5年 3月28日学則第2号
令和 7年 3月31日学則第2号

第1章 学年，学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は，それぞれ4月1日及び10月1日とし，他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は，次のとおりとする。

- 一 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 夏季休業 8月11日から9月30日まで
冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

春季休業 2月15日から3月31日まで

- 2 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限、教育課程、履修方法等 (修業年限)

第4条 各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 全学共通科目

- イ 課題探究
- ロ 情報・数理データサイエンス
- ハ 健康・スポーツ科学
- ニ 市民性と異文化理解

二 英語科目

- イ 必修英語
- ロ 選択英語

三 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目
- ハ 全学交流科目

- 2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。
- 3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識を更に広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。
- 4 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として、グローバル人材育成特別コースを開設する。
- 5 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとする。
- 6 副専攻コース、グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(グローバル・ディスカバリー・プログラム)

第7条の2 各学部（医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に，学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし，特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として，岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）を置くことができる。

2 プログラムの設置，運営，教育課程，学生の在籍に関する事項等に関し，必要な事項は，学長が定める。

（履修方法及び上限設定等）

第8条 第7条の区分により開設する授業科目，その単位数，履修方法等については，各学部の定めるところによる。

2 各学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

3 各学部は，前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については，次の1年間又は次学期に，上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条 各学部は，学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法）

第10条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は，第1項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

4 各学部は，大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより，第1項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（授業の担当）

第10条の2 授業は，教授，准教授，講師又は助教が担当するものとする。

2 各学部は，各授業科目について，当該授業科目を担当する教員以外の教員，学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ，また，十分な教育効果を上げることができると認められる場合は，当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき，指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

3 本学は，指導補助者（教員を除く。）に対し，必要な研修を行うものとする。

（単位の計算方法）

第11条 授業科目の単位の計算方法は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術の分野における個人指導による実

技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与するものとする。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において授業科目を履修した場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

- 2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

（入学の資格）

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

（入学者の選考）

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の手続）

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の許可）

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

（入学の宣誓）

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

（編入学）

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次条において同じ。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

3 前2項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可す

ることがある。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）
- 五 学校教育法第１３２条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和４０年法律第１６号）による国立養護教諭養成所を卒業した者
- 七 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）附則第７条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- 八 その他本学において第１号から第７号までに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
（学士入学）

第２６条 次に掲げる者については、第２１条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することがある。

- 一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者
- 二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者
- 三 学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

２ 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、２年以上とする。

（転学）

第２７条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）で本学の学部に入學を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

２ 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第２８条 削 除

（転学部等）

第２９条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

２ 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

（在学期間の通算）

第３０条 第２５条の２、第２７条及び前条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

２ 第４５条に規定する科目等履修生及び第６２条第２項に規定する特別の課程履修生（

いずれも大学の学生以外の者に限る。)が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

- 3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 学部長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

- 2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。
3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。
3 学生が疾病のため修学することが適当でないと認める場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。
4 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

- 一 死亡又は行方不明の者
- 二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- 三 所定の在学期間を超えた者
- 四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの
- 五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあっては、その超えることとなる日の前日）までに授業料を納入しない者（復籍）

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学士の学位 (卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。））を各学部の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。

(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生，委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち，一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で，学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該授業科目を開設する学部等の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部等において選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については，第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学（短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で，学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該大学との協議に基づき，特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は，資源植物科学研究所，惑星物質研究所，異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき，聴講科目若しくは研究事項を定め，又は研修について，委託の願い出があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，委託生として入学を許可することがある。

(聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関し，必要な事項は，本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については，資源植物科学研究所，惑星物質研究所，異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生については，本章に定めるもののほか，学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第6章 授業料，入学料及び検定料

(授業料，入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料，入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し，必要な事項は，別に定める。

2 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び特別の課程履修生の授業料，入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し，必要な事項は，別に定める。

(既納の授業料，入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料，入学料及び検定料は，返還しない。

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる授業料相当額については，当該授業料を納入していた者の申出により，これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日（10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日）までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期（4月から9月をいう。）分授業料徴収の際，後半期（10月から3月までをいう。以下同じ。）分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず，入学者選抜において，出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合における検定料については，第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては，当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については，本人の申請に基づき，別に定めるところにより，その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ，かつ，学業優秀と認められる者等については，別に定めるところにより，その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

(検定料の免除)

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については，本人の申請に基づき，別に定めるところにより，その検定料を免除することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術，課外活動及び性行が優秀であつて他の学生の範とする者があるときは，学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し，必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し，又は学生の本分に反する行為がある者は，所定の手続きを経て，学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は，退学，停学及び訓告とし，必要な事項は別に定める。

(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は，在学期間に算入する。ただし，当該停学期間が通算して3月を超える場合は，第39条に規定する卒業要件の期間には，算入しないものとする。

第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮は、学長の監督に属する。
- 3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。
- 3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。
- 4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。
- 5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。

- 3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。
- 3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭和23年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースにおける学期については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該コースに在籍する学生が、当該コース以外の学部等が開設する授業科目を履修する場合を除く。

3 改正後の第7条第1項の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の第7条の2の規定にかかわらず、岡山大学マッチングプログラムコースは、平成29年9月30日に在学する学生が当該岡山大学マッチングプログラムコースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するマッチングプログラムコースに係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者、法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースに在籍する学生については、なお従前の例による。

岡山大学学位規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第1号

改正 平成17年2月24日規則第2号

平成17年12月1日規則第9号

平成18年1月26日規則第2号

平成19年2月 1日規則第5号

平成20年2月21日規則第7号

平成21年2月25日規則第4号

平成22年2月25日規則第3号

平成24年3月22日規則第1号

平成25年5月28日規則第9号

平成26年3月27日規則第1号

平成27年1月27日規則第1号

平成27年3月31日規則第20号

平成28年2月23日規則第2号

平成29年8月 1日規則第12号

平成30年3月27日規則第11号

令和2年 3月31日規則第 1号

令和5年 3月28日規則第 2号

令和7年 3月31日規則第 8号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士並びに専門職学位のうちの法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。）において、岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）第36条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程

を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

（専門職学位の学位授与の要件）

第6条 専門職学位の学位は、研究科の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

（修士及び博士の学位の申請）

第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等（第1号及び第2号については、当該電子データを含む。）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 学位論文
- 二 学位論文の要旨
- 三 論文目録
- 四 履歴書

（学位論文）

第8条 学位論文は、自著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

（在学者の論文提出の時期）

第9条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。第12条及び第13条において同じ。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

（審査の付託）

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、環境生命自然科学研究科、保健学研究科、医歯薬学総合研究科又はヘルスシステム統合科学研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。

2 前項の規定により審査を付託された教授会は、論文の内容及び専攻科目に関係ある教授又は准教授の中から審査委員3名以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、講師を審査委員に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、助教（学長が別に定める要件を満たす者に限る）を審査委員に充てることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

（審査期間）

第11条 修士論文等は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行うものとする。

（論文の不返還）

第13条 提出された学位論文は、返還しない。

（合否の議決等）

第14条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認の合否の議決は、第10条に規定する

審査委員の報告に基づいて教授会で行う。

- 2 前項に規定する合否の議決をするには、教授会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であってその定める割合以上の出席を要し、無記名投票により、出席者の半数以上であってその定める割合以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

- 第15条 教授会において修士又は博士の学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

一 授与する学位

二 授与する年月日

三 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

四 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨

五 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を担当した機関に関する事項

- 2 学位を授与できないと議決した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

- 第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、前条第2項の報告に基づき、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

- 2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の付記等)

- 第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

(学位の名称)

- 第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

(第5条第2項の規定に基づく学位の授与)

- 第19条 第5条第2項の規定により博士の学位を受けようとする者は、所定の学位申請書に第7条第2項各号に掲げるもののほか論文審査手数料57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士の論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

- 2 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課するものとする。ただし、外国語について教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

- 3 研究科の一貫制博士課程に5年(医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあつては、4年)又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第5条第2項の規定によらなければならない。ただし、退学後5年以内の者は、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前項に規定する学力の確認のための試問を免除する。

- 4 既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文要旨等の公表)

- 第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 第1項本文の場合は、「岡山大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の関係部署の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成27年3月1日前に、学生の募集を停止した研究科又は専攻（以下「旧研究科等」という。）に在学する学生が、同日以後に同研究科等を修了した場合に授与する学位記の学位及び学位に付記する専攻分野の英文名称は、次表のとおりとする。

学位	旧研究科等 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
修士	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Master of Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Master of Environmental Science Master of Philosophy
博士	医歯学総合研究科 (Graduate School of Medicine and Dentistry)	医学 歯学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Doctor of Philosophy in Agriculture

	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy
--	--	-----------	--

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年3月31日に自然科学研究科博士前期課程（薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻）、自然科学研究科博士後期課程及び医歯学総合研究科に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項の規定による学位の授与で改正前の別表第1の医歯学総合研究科に係るものについては、医歯薬学総合研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部及び文化科学研究科に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項による学位の授与で改正前の別表第1文化科学研究科に係るものについては、社会文化科学研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 4 第5条第2項による学位の授与で社会文化科学研究科に係るものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に社会文化科学研究科の博士後期課程に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 社会文化科学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が経営学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に社会文化科学研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年3月31日以前に保健学研究科の博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 保健学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が看護学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日以前に医歯薬学総合研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成24年3月31日以前に自然科学研究科及び環境学研究科並びに医歯薬学総合研究科の一貫制博士課程及び博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第1の自然科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が農学であるものについては、環境生命科学研究科の博士後期課程を修了して当該専攻分野を付記する学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 4 改正前の別表第1の環境学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、環境生命科学研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 5 改正前の別表第1の医歯薬学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。
- 6 環境生命科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。
- 7 医歯薬学総合研究科（一貫制博士課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、同研究科の一貫制博士課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。
- 8 医歯薬学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬科学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第21条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成25年度以前に医歯薬学総合研究科の修士課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成26年度以前に環境生命科学研究科に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 環境生命科学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付与する専攻分野の名称が理学又は工学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別紙様式第1-2及び別表第1の規定にかかわらず、平成29年9月30日にマッチングプログラムコースに在学する者に係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 3 年度以前に環境理工学部に入学者については、以下のとおりとする。

学位	学部，研究科 (英文名称)	専攻分野 の名称	学位及び学位に付記する専 攻分野の 英文名称
	環境理工学部 (School of Environment al Science and Technolo gy)	環境理工 学 学術	Bachelor of Environment al Science and Technolog y Bachelor of Arts and Scie nces

- 3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 4 年度以前に自然科学研究科及び環境生命科学研究科に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 改正前の別表第 1 の自然科学研究科及び環境生命科学研究科に係る第 5 条第 2 項の規定による学位の授与については、環境生命自然科学研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 5 環境生命自然科学研究科に係る第 5 条第 2 項の規定による学位の授与については、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

Okayama University Okayama, Japan by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon Name Date of Birth: the Degree of Bachelor of ○○ for satisfactory completion of the course of study in the ○○○○ ○○○○ In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures ○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Signature Dean, ○○ Official Seal of Okayama University	第 号 学 位 記 氏 名 学 部 印 年 月 日生 本学○○学部○○学科所定の課程を修め たことを認める 年 月 日 岡山大学○○学部長 ㊟ 本学の卒業を認め学士（○○）の学位を授 与する 大 学 印 岡山大学長 ㊟
---	---

別紙様式第 1 - 2

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者に授与する様式）

Okayama University Okayama, Japan by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon Name Date of Birth: the Degree of Bachelor of Arts and Sciences for satisfactory completion of the course of study in the Discovery Program for Global Learners In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signature ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Official Seal of Okayama University	第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学グローバル・ディスカバリー・プロ グラムコース所定の課程を修めたので本学 の卒業を認め学士（学術）の学位を授与す る 年 月 日 大 学 印 岡山大学長 ㊟
---	--

別紙様式第 2

Okayama University Okayama, Japan Name Date of Birth: having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of Master of ○○ ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Official Seal of Okayama University	修第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○研究科修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を 授与する 年 月 日 岡山大学長 ㊟
---	--

備考 博士前期課程を修了した者については、「修士課程」を「博士前期課程」に改め、特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた者については、「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」に改めるものとする。

別紙様式第 2 - 2

Okayama University Okayama, Japan Name Date of Birth: having completed the approved course of study equivalent to a master's course and passed the examinations in the Division of Earth and Planetary Materials Science of the Graduate School of Natural Science and Technology has been duly admitted to the Degree of Master of ○○ ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Official Seal of Okayama University	修第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院自然科学研究科地球惑星物質 科学専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を 授与する 年 月 日 岡山大学長 ㊟
--	--

別紙様式第 3

博士（課程修了）の学位記

Okayama University Okayama, Japan Name Date of Birth: having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of Doctor of ○○ ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Official Seal of Okayama University	博甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○研究科博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 岡山大学長 ㊞
---	--

備考 研究科において必要があると認めた場合は、専攻名を加えること及び主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

特定プログラムを修了した者については、当該プログラムを修了した旨を付記することが出来るものとする。

別紙様式第 4

博士（論文提出）の学位記

Okayama University Okayama, Japan Name Date of Birth: having submitted a dissertation to this university and passed the required examinations has been duly admitted to the Degree of Doctor of ○○ ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Official Seal of Okayama University	博乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 岡山大学長 ㊞
---	---

備考 研究科において必要があると認めた場合は、主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

別紙様式第 5

Okayama University Okayama, Japan by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon Name Date of Birth: the Degree of Juris Doctor for satisfactory completion of the course of study in the School of Law In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Signature Dean, School of Law Official Seal of Okayama University	法務博士第 号 学 位 記 法 務 研 究 科 印 氏 名 年 月 日生 本学大学院法務研究科所定の課程を修め たことを認める 年 月 日 岡山大学大学院法務研究科長 ㊟ 本学大学院法務研究科の修了を認め 法務博士（専門職）の学位を授与する 大 学 印 岡山大学長 ㊟
---	--

別紙様式第 6

Okayama University Okayama, Japan by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon Name Date of Birth: the Degree of Master of Education for satisfactory completion of the course of study in the Department of Teaching and School Leadership of the Graduate School of Education In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures ○○○ ○, ○○○○ Degree Number: ○○○○○ 大 学 印 Signature President, Okayama University Signature Dean, Graduate School of Education Official Seal of Okayama University	教職修士第 号 学 位 記 教 育 学 研 究 科 印 氏 名 年 月 日生 本学大学院教育学研究科教職実践専攻 所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 岡山大学大学院教育学研究科長 ㊟ 本学大学院教育学研究科教職実践専攻の 修了を認め教職修士（専門職）の学位を授与 する 大 学 印 岡山大学長 ㊟
--	---

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部，研究科 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
学士	文学部 (School of Letters)	文学 学術	Bachelor of Arts Bachelor of Arts and Sciences
	教育学部 (School of Education)	教育学 学術	Bachelor of Education Bachelor of Arts and Sciences
	法学部 (Faculty of Law)	法学 学術	Bachelor of Law Bachelor of Arts and Sciences
	経済学部 (School of Economics)	経済学 学術	Bachelor of Economics Bachelor of Arts and Sciences
	理学部 (School of Science)	理学 学術	Bachelor of Science Bachelor of Arts and Sciences
	医学部 (Medical School)	医学	Bachelor of Medicine
		看護学	Bachelor of Nursing Science
		保健学	Bachelor of Health Sciences
		学術	Bachelor of Arts and Sciences
	歯学部 (Dental School)	歯学	Bachelor of Dentistry
修士	薬学部 (School of Pharmaceutical Sciences)	薬学	Bachelor of Pharmacy
		創薬科学 学術	Bachelor of Pharmaceutical Science Bachelor of Arts and Sciences
	工学部 (School of Engineering)	工学 学術	Bachelor of Engineering Bachelor of Arts and Sciences
	農学部 (School of Agriculture)	農学 学術	Bachelor of Agriculture Bachelor of Arts and Sciences
修士	教育学研究科 (Graduate School of Education)	教育学	Master of Arts in Education
		教育データ サイエンス	Master of Data Science in Education
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学	Master of Nursing Science
		保健学	Master of Health Sciences
	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学	Master of Arts
		法学	Master of Law
		経済学	Master of Economics
		経営学	Master of Business Administration
修士	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	公共政策学	Master of Public Policy
		文化科学	Master of Cultural Sciences
		学術	Master of Philosophy

	環境生命自然科学研究科 (Graduate School of Environmental, Life, Natural Science and Technology)	理学 工学 環境学 農学 学術	Master of Science Master of Engineering Master of Environmental Science Master of Agriculture Master of Philosophy
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医科学 公衆衛生学 歯科学 薬科学 学術	Master of Medical Science Master of Public Health Master of Dental Science Master of Pharmaceutical Science Master of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Master of Science in Interdisciplinary studies
博士	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学 文化科学 学術	Doctor of Philosophy in Letters Doctor of Philosophy in Law Doctor of Philosophy in Economics Doctor of Philosophy in Business Administration Doctor of Philosophy in Cultural Sciences Doctor of Philosophy
	環境生命自然科学研究科 (Graduate School of Environmental, Life, Natural Science and Technology)	理学 工学 環境学 農学 学術	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy in Agriculture Doctor of Philosophy
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Doctor of Philosophy in Nursing Science Doctor of Philosophy in Health Sciences
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy

ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Doctor of Philosophy
--	------	----------------------

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係）

専 門 職 学 位

学位	研究科（英文名称）	学位の英文名称
法務博士（専門職）	法務研究科 (School of Law)	Juris Doctor
教職修士（専門職）	教育学研究科 (Graduate School of Education)	Master of Education

岡山大学教育学部規程

			平成 16 年 4 月 1 日
			岡大教規程第 1 号
改正	平成 18 年	1 月 18 日	規程第 1 号
改正	平成 19 年	2 月 22 日	規程第 1 号
改正	平成 20 年	3 月 11 日	規程第 1 号
改正	平成 20 年	10 月 23 日	規程第 9 号
改正	平成 21 年	2 月 25 日	規程第 1 号
改正	平成 22 年	2 月 24 日	規程第 1 号
改正	平成 23 年	2 月 24 日	規程第 1 号
改正	平成 24 年	2 月 17 日	規程第 1 号
改正	平成 25 年	2 月 22 日	規程第 1 号
改正	平成 27 年	2 月 20 日	規程第 2 号
改正	平成 27 年	9 月 12 日	規程第 1 号
改正	平成 27 年	10 月 29 日	規程第 2 号
改正	平成 27 年	12 月 17 日	規程第 3 号
改正	平成 29 年	2 月 23 日	規程第 1 号
改正	平成 29 年	11 月 24 日	規程第 2 号
改正	平成 31 年	2 月 28 日	規程第 1 号
改正	平成 31 年	3 月 7 日	規程第 2 号
改正	令和 2 年	3 月 10 日	規程第 1 号
改正	令和 3 年	3 月 11 日	規程第 2 号
改正	令和 4 年	3 月 9 日	規程第 1 号
改正	令和 4 年	9 月 12 日	規程第 2 号
改正	令和 6 年	2 月 16 日	規程第 1 号
改正	令和 7 年	2 月 14 日	規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成 16 年岡大学則第 1 号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成 16 年岡大学則第 2 号）に基づき、岡山大学教育学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(本学部の目的)

第 2 条 本学部は、管理学則に示す大学の目的を達成するとともに、教育の理論及び実務を教授研究し、学校教育の分野等で活躍する有為な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第 3 条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第 4 条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第 5 条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(課程)

第7条 本学部に次の課程を置く。

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

(附属学校)

第8条 本学部に、附属学校を置く。

2 附属学校に関する規程は、別に定める。

(協力学校等)

第9条 研究及び実習の目的のために公立又は私立の学校、保育所及びその他の福祉施設を協力学校、協力保育所及び協力福祉施設として設けることができる。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、全学共通科目、英語科目、全学交流科目及び専門科目により編成する。

2 全学共通科目、英語科目及び全学交流科目の授業科目名等は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 専門科目は、次の各号に掲げる科目とする。

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目

二 教科及び教科の指導法に関する科目

三 教育の基礎的理解に関する科目

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

五 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

六 教育実践に関する科目

七 大学が独自に設定する科目

八 特別支援教育に関する科目

九 保育士に関する科目

十 養護に関する科目

十一 卒業研究

4 専門科目は、第7条及び次条に定める専攻及びコースの別に従い、その履修形態により学部共通科目、課程科目、専攻共通科目、コース科目、地域教育プログラム科目、自由選択科目及び卒業研究に区分する。

(専攻及びコース)

第11条 学校教育教員養成課程に次の専攻及びコースを置き、中学校教育専攻の学生は、いずれかのコースに所属するものとする。

小学校教育専攻

中学校教育専攻

国語教育コース、社会科教育コース、数学教育コース、理科教育コース、音楽教育コース、美術教育コース、保健体育教育コース、技術・工業教育コース、家政教育コース、英語教育コース、地域教育コース

特別支援教育専攻

幼児教育専攻

2 養護教諭養成課程に次のコースを置き、当該課程の学生は、いずれかのコースに所属するものとする。

養護教育コース

地域教育コース

(開講科目等の公示)

第12条 各年度において開講する全学共通科目、英語科目、全学交流科目及び専門科目の授業科目名、時間数、単位数、担当教員等については、学年の始めに公示する。

（成績評価基準）

第13条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

（単位の計算方法）

第14条 本学部における単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、それに必要な学修等を考慮して、別に定める。
- 三 卒業研究については、それに必要な学修等を考慮して、6単位とする。

（履修方法及び履修登録科目の上限設定等）

第15条 学生は、各学期毎に履修しようとする科目を学部長に届け出て承認を得なければならない。

- 2 学生が、本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。
- 3 学生が、他の大学の授業科目の履修を希望するときは、指導教員の承認を得て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、2学期間にわたり履修登録できる単位数の上限については、別に定め、公表する。

（全学共通科目、英語科目及び全学交流科目の履修）

第16条 全学共通科目、英語科目及び全学交流科目は、別表第2に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

（専門科目の履修）

第17条 専門科目は、別表第3に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

- 2 専門科目の授業科目名等は、別に示す。

（単位の認定）

第18条 単位の認定は、第13条に規定する成績評価基準に照らし、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

（他の大学又は短期大学における修得単位の認定）

第19条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第20条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

- 2 前項の規定により、修得したものとして認定できる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、前条により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（教育実習、養護実習及び保育実習）

第21条 教育実習、養護実習及び保育実習については、別に示す。その単位修得は、学部長が附属学校長、協力学校長、協力保育所長又は協力福祉施設長の提出する資料に基づき判定する。

（卒業研究）

第22条 卒業研究については、別に示す。その単位修得は、指導教員の審査に基づき、関係教員の合議により判定する。

（卒業）

第23条 本学部にて4年以上在学し、別表第2及び第3の卒業要件単位数を修得することに加え、別表第4のうち所属する課程、専攻、コースにおいて必要最低限の卒業要件単位数の修得をもって取得することができる教育職員免許状の取得要件を満たした者について卒業を認定する。

（教育職員免許状等）

第24条 本学部における教育課程の履修（小学校教育専攻及び中学校教育専攻に所属する学生は介護等体験を含む。）により、別表第4に示す種類の教育職員免許状の取得資格を得ることができる。ただし、幼児教育専攻においては、あわせて保育士の資格を取得することができる。

（転入学、編入学、転学部、学士入学及び再入学）

第25条 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

2 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間は、審議の上、認定するものとする。

（他の大学への転学及び受験）

第26条 本学部の学生が、他の大学へ転学を志望する場合は、審議の上、許可することがある。

2 本学部の学生が、在学のまま新たに入学する者の例によって他の大学を受験する場合は、学部長の許可を得なければならない。

（他学部への転学部）

第27条 本学部の学生で、本学の他の学部へ転学部を願い出た場合は、審議の上、許可することがある。

（留学）

第28条 学生が、外国の大学へ留学を希望するときは、指導教員の承認を得て、学部長に願い出て許可を得なければならない。

2 単位の認定については、第19条の規定を準用する。

（課程の変更）

第29条 本学部の学生で、本学部の他の課程へ転課程を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

第30条 削除

（専攻又はコースの変更）

第31条 本学部の学生で、専攻又はコースの変更を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

（科目等履修生）

第32条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

（特別聴講学生）

第33条 他の大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、当該学生の所属する大学との協議に基づき許可することがある。

（研究生）

第34条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、学年の始めに研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

（委託生）

第35条 教育委員会その他公の機関等から、その所属職員について、研修のため委託の願い出

があるときは、審議の上、許可することがある。

（規程の改正）

第36条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大教規程第1号）により廃止される岡山大学教育学部規程（平成7年岡山大学教育学部規程第3号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定にかかわらず、総合教育課程は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程別表第6の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程別表第8の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程別表第8の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、

なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程別表第1，別表第8，別表第9，別表第10の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず，なお、従前の例による。

別表第1 全学共通科目、英語科目及び全学交流科目の授業科目名等

科 目 区 分			授 業 科 目	単 位
全 学 共 通 科 目	課題探究	知の探究	授 業 科 目 及 び 単 位 に つ い て は 、 岡 山 大 学 教 育 推 進 機 構 長 が 学 年 の 始 め に 公 示 する。	
	情 報 ・ 数 理 デー タサイエンス	情報教育科目		
		数理・データサイエンス科目		
	健 康 ・ ス ポー ツ 科学	健康・スポーツ科学科目		
		スポーツ演習科目		
	市 民 性 と 異 文 化 理解	実践知科目		
		芸術知科目		
		市民性教育科目		
		言語文化科目		
	英 語 科 目	必修英語		
選択英語				
全 学 交 流 科 目	社会系交流科目			
	生命系交流科目			
	自然系交流科目			

別表第2 卒業認定に必要な全学共通科目、英語科目及び全学交流科目の単位数

○各課程共通

科目区分			授業科目		卒業要件		
全学共通科目	課題探究		知の探研	3	3	11	20
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1（情報機器の操作を含む） ※	1	1以上		
			情報処理入門2（情報機器の操作を含む） ※				
			情報処理入門3（情報機器の操作を含む） ※				
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1			
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目	健康・スポーツ科学 ※	1	8以上		
		スポーツ演習科目	するスポーツ演習 ※	1以上			
	市民性と異文化理解	実践知科目					
		芸術知科目					
		市民性教育科目	日本国憲法 ※	2			
			注1				
		言語文化科目					
	英語科目	必修英語		コミュニケーション英語（S＆L） ※	2		
コミュニケーション英語（R＆W）				2			
アカデミック英語（プレゼンテーション）				2			
アカデミック英語（ライティング）				2			
選択英語		高年次英語		1			
		S P A c E 英語					
		キャリアパス英語					
全学交流科目	社会系交流科目			1	4以上	4	
	生命系交流科目			1			
	自然系交流科目			1			
全学共通科目，英語科目及び全学交流科目の卒業要件単位数合計				24			

注1 市民性教育科目のうち、留学生支援ボランティア実習、学生支援ボランティア実習Ⅰ～Ⅳ、初等数学1～2、初等生物学1～2および初等物理学1～2の単位は卒業要件外である。

注2 S P A c E 英語及びキャリアパス英語の単位は卒業要件外である。

注3 外国人留学生が言語文化科目の日本語系科目の単位を修得した場合、6単位まで英語科目の単位とみなすことができる。

※は教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

別表第3 卒業認定に必要な専門科目の単位数

【学校教育教員養成課程】

科 目 区 分		小学校教育		中学校教育		特別支援教育専攻		幼児教育 専攻
		専攻	地域	専攻	地域	小学校	中学校	
学部 共通 科目	学部ガイダンス科目	1	1	1	1	1	1	1
	教育の基礎的理解に関する科目	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 1
	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導，教育相談等に関する科目	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	
	大学が独自に設定する科目	3	3	3	3	3	3	6
	英語で学ぶ専門科目	2	2	2	2	2	2	2
専攻 共通 科目 コース 科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目							2 8
	教科及び教科の指導法に関する科目	4 6	4 6	4 0	2 8	3 4	2 8	
	教育実践に関する科目	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	9
	特別支援教育に関する科目					3 6	3 6	
	保育士に関する科目							2 8
	地域教育コース科目				1 2			
自由選択科目		1 1		1 7	1 7			
地域教育プログラム科目			1 1					
卒業研究		6	6	6	6	6	6	6
専門科目卒業要件単位数合計		1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 1 5	1 0 9	1 0 1

【養護教諭養成課程】

科 目 区 分		単位数
学部 共通 科目	学部ガイダンス科目	1
	教育の基礎的理解に関する科目	1 1
	道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指 導，教育相談等に関する科目	1 0
	大学が独自に設定する科目	3
	英語で学ぶ専門科目	2
課 程 科 目	養護に関する科目	2 9
	教育実践に関する科目	1 0
	教科及び教科の指導法に関する科目	4
コース科目		1 2
自由選択科目		1 3
卒業研究		6
専門科目卒業要件単位数合計		1 0 1

別表第4 教育職員免許状の種類

課 程	免許状の種類	免 許 教 科 等
学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，工業，英語 知的障害者，肢体不自由者，病弱者，視覚障害者，聴覚障害者
養護教諭養成課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	保健 保健

学校教育教員養成課程
[特別支援教育専攻]

学校教育教員養成課程 特別支援教育専攻 基礎免：小学校教諭免許 卒業要件単位数					
全学 共通科目		別表第2 卒業認定に必要な全学共通科目，英語科目及び全学交流科目単位数の表により単位を修得すること。			24単位
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	学部ガイダンス科目			1単位
		教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容	2単位	11単位
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	2単位	
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2単位	
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	1単位	
			教育課程の意義及び編成の方法	2単位	
		道徳，総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導， 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	2単位	10単位
	総合的な学習の時間の指導法		1単位		
	特別活動の指導法		1単位		
	教育の方法及び技術		1単位		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1単位		
専 攻 共 通 科 目	教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する専門的事項 複合科目	10単位	34単位	
		各教科の指導法	24単位		
	教育実践に関 する科目	教育実習	10単位	12単位	
		教職実践演習	2単位		
特別支援教育に関する科目			36単位		
卒業研究			6単位		
卒業要件単位数合計					139単位

※「教科に関する専門的事項」10教科のうち1以上の科目を含め、複合科目と合わせて全10教科を修得すること。

学校教育教員養成課程 特別支援教育専攻 基礎免：中学校教諭免許 卒業要件単位数						
全学 共通科目		別表第2 卒業認定に必要な全学共通科目、英語科目及び全学交流科目単位数の表により単位を修得すること。			24単位	
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	学部ガイダンス科目			1単位	109単位
		教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容	2単位	11単位	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2単位		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2単位		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位		
			教育課程の意義及び編成の方法	2単位		
		道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	2単位	10単位	
	総合的な学習の時間の指導法		1単位			
	特別活動の指導法		1単位			
	教育の方法及び技術		1単位			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1単位			
専 攻 共 通 科 目	大学が独自に設定する科目			3単位		
	英語で学ぶ専門科目			2単位		
	教科及び教科 の指導法に関 する科目 ※	各教科の指導法 教科に関する専門的事項 複合科目	8単位	28単位		
			20単位			
専 攻 共 通 科 目	教育実践に関 する科目	教育実習 教職実践演習	10単位 2単位	12単位		
	特別支援教育に関する科目			36単位		
	卒業研究			6単位		
卒業要件単位数合計					133単位	

※教員免許取得ガイドを参照のうえ、取得しようとする免許状の教科に対応した必要単位を修得すること。

【基礎免許：小学校】

I 学部共通科目

区 分 I	区 分 II	選 必	授 業 科 目 名	単 位	履 修 年 次	卒 業 要 件	備 考
学部ガイダンス科目		必修	教職実践入門セミナー	1	1	1 1	
教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに 教育に関する歴史 及び思想	必修	教育学概説A	2	1	2	
	教職の意義及び教員 の役割・職務内 容	必修	教職論A	2	1	2	
	教育に関する社会的、 制度的又は経 営的事項	必修	教育の制度と社会A	2	1	2	修得することが望 ましい
		選択	人権・同和教育A	2	1		
	幼児、児童及び生徒の 心身の発達及 び学習の過程	必修	教育心理学概説A	1	1	1	
			児童心理学概説A	1	1	1	
	特別の支援を必要 とする幼児、児童 及び生徒に対する 理解	必修	特別支援教育の基本A	1	3	1	
	教育課程の意義及 び編成の方法	必修	カリキュラム論A	2	2	2	
道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	道徳の理論及び指 導法	必修	道徳教育論A	2	3	2	1 0
	総合的な学習の時 間の指導法	必修	総合的な学習の指導法A	1	2	1	
	特別活動の指導法	必修	特別活動論A	1	2	1	
	教育の方法及び技 術	必修	教育の方法と技術A	1	2	1	
	情報通信技術を活 用した教育の理論 及び方法	必修	I C Tとデータ活用の理論と方法A	1	2	1	
	生徒指導の理論及 び方法	必修	生徒指導論A	2	2	2	
	教育相談の理論及 び方法	必修	教育相談論A	1	3	1	
	進路指導及びキャ リア教育の理論及 び方法	必修	進路指導・キャリア教育論A	1	3	1	

次頁に続く

区 分Ⅰ	区 分Ⅱ	選必	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	卒業要件	備 考
大学が独自に設定 する科目	現代的課題	必修	サステナビリティのための学びⅠ	1	1	1	3 <

※1「幼免不可」は、幼稚園教諭免許状を取得する為に当該科目の単位を使用できないことを示しており、卒業要件単位数には参入されます。

※2「幼・小・中高免（美術）用」は、幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭（美術）・高等学校教諭（美術）の教員免許取得のためには当該科目の単位を使用することができますが、それ以外の教員免許取得には使用できません。ただし、教員免許取得に使用できない場合でも、卒業要件参入単位としては使用することができます。この場合、卒業要件は満たすが、教員免許取得単位数に満たないこととならないようご注意ください。教育職員免許法施行規則にて、教員免許取得に必要な「大学が独自に設定する科目」の単位数は以下のとおり定められています。

中学校教諭一種免許状：4単位、中学校教諭二種免許状：4単位、高等学校教諭一種免許状：12単位

※3「英語で学ぶ専門科目」の授業科目名は開講年度に掲示にてお知らせします。

【基礎免許：中学校】

I 学部共通科目

区 分 I	区 分 II	選 必	授 業 科 目 名	単 位	履 修 年 次	卒 業 要 件	備 考
学部ガイダンス科目		必修	教職実践入門セミナー	1	1	1 1	
教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに 教育に関する歴史 及び思想	必修	教育学概説A	2	1	2	
	教職の意義及び教 員の役割・職務内 容	必修	教職論A	2	1	2	
	教育に関する社会 的、制度的又は経 営的事項	必修	教育の制度と社会A	2	1	2	
		選択	人権・同和教育A	2	1		
	幼児、児童及び生 徒の心身の発達及 び学習の過程	必修	教育心理学概説A	1	1	1	修得することが望 ましい
			青年心理学概説A	1	1	1	
	特別の支援を必要 とする幼児、児童 及び生徒に対する 理解	必修	特別支援教育の基本A	1	3	1	
	教育課程の意義及 び編成の方法	必修	カリキュラム論A	2	2	2	
道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	道徳の理論及び指 導法	必修	道徳教育論A	2	3	2	1 0
	総合的な学習の時 間の指導法	必修	総合的な学習の指導法A	1	2	1	
	特別活動の指導法	必修	特別活動論A	1	2	1	
	教育の方法及び技 術	必修	教育の方法と技術A	1	2	1	
	情報通信技術を活 用した教育の理論 及び方法	必修	I C Tとデータ活用の理論と方法A	1	2	1	
	生徒指導の理論及 び方法	必修	生徒指導論A	2	2	2	
	教育相談の理論及 び方法	必修	教育相談論A	1	3	1	
	進路指導及びキャ リア教育の理論及 び方法	必修	進路指導・キャリア教育論A	1	3	1	

次頁に続く

区 分Ⅰ	区 分Ⅱ	選必	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	卒業要件		備 考
大学が独自に設定 する科目	現代的課題	必修	サステナビリティのための学びⅠ	1	1	1	3	幼免不可 ※1 幼免不可 ※1 幼免不可 ※1
			サステナビリティのための学びⅡ	1	1	1		
			サステナビリティのための学びづくり	1	3	1		
		選択	社会福祉Ⅰ	1	2			
			社会福祉Ⅱ	1	2			
			児童家庭福祉Ⅰ	1	2			
			児童家庭福祉Ⅱ	1	2			
			教育における新聞活用の理論と実際	1	3			
			社会的養護Ⅰ	1	3			
			社会的養護Ⅱ	1	3			
			家庭支援論Ⅰ	1	3			
			家庭支援論Ⅱ	1	3			
	体験的学習		フィールド・チャレンジⅠ	1	1			
		フィールド・チャレンジⅡ	1	1				
		グローバル特別実習Ⅰ	0.5	1				
		グローバル特別実習Ⅱ	1	1				
		教科横断的思考・ 表現法	くらしと環境Ⅰ	1	1			
	くらしと環境Ⅱ		1	1				
	アートとコミュニケーションⅠ		1	2				
	アートとコミュニケーションⅡ		1	2				
	学校経営と学校図書館		2	3				
	学習指導と学校図書館		2	3				
	学校図書館メディアの構成		2	3				
	読書と人間形成		2	3				
	情報メディアの活用		2	3				
卒業要件外 教員免許には使え ない。								
幼・小・中高免(美術) 用 ※2								
幼免不可 ※1								
幼免不可 ※1								
幼免不可 ※1								
幼免不可 ※1								
幼免不可 ※1								
英語で学ぶ専門科目	必修		2	3	2	2	※3	

※1「幼免不可」は、幼稚園教諭免許状を取得する為に当該科目の単位を使用できないことを示しており、卒業要件単位数には参入されます。

※2「幼・小・中高免(美術)用」は、幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭(美術)・高等学校教諭(美術)の教員免許取得のためには当該科目の単位を使用することができますが、それ以外の教員免許取得には使用できません。ただし、教員免許取得に使用できない場合でも、卒業要件参入単位としては使用することができます。この場合、卒業要件は満たすが、教員免許取得単位数に満たないこととならないようご注意ください。教育職員免許法施行規則にて、教員免許取得に必要な「大学が独自に設定する科目」の単位数は以下のとおり定められています。

中学校教諭一種免許状：4単位、中学校教諭二種免許状：4単位、高等学校教諭一種免許状：12単位

※3「英語で学ぶ専門科目」の授業科目名は開講年度に掲示にてお知らせします。

【基礎免許：小学校】

Ⅱ 専攻共通科目

区 分Ⅰ		区 分Ⅱ	選必	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	卒業要件		備 考	
教科及び教科 の指導法に 関する科目	教科に 関する 専門的 事項	国語(書写を含む)	必修	初等国語科内容基礎	1	1	1	10	「教科に関する 専門的事項」10 教科のうち1以 上の科目を含め、 複合科目と合わ せて全10教科 を修得すること。	
		社会		初等社会科内容基礎	1	1				
		算数		算数科内容基礎	1	1				
		理科		初等理科内容基礎	1	1				
		生活		生活科内容基礎	1	1				
		音楽		初等音楽科内容基礎	1	1				
		図画工作		図画工作科内容基礎	1	1				
		体育		初等体育科内容基礎	1	1				
		家庭		初等家庭科内容基礎	1	1				
		英語		初等英語科内容基礎	1	1				
		複合科目		初等国語科内容構成論Ⅰ	1	2				
				初等社会科内容構成論Ⅰ	1	2				
				算数科内容構成論Ⅰ	1	2				
	初等理科内容構成論Ⅰ			1	2					
	初等音楽科内容構成論Ⅰ			1	2					
	図画工作科内容構成論Ⅰ			1	2					
	初等家庭科内容構成論Ⅰ			1	2					
	初等体育科内容構成論Ⅰ			1	2					
	初等英語科内容構成論Ⅰ	1	2							
	各教科 の指導法	国語(書写を含む)	必修	初等国語科指導法基礎	1	1	1	24 (次ページの単 位数を含む)		区分Ⅰの「各教科の指導法」の中にある(☆)の付いている各教科で開講がある「指導法Ⅱ」の科目から2科目2単位を必ず修得すること。 (次ページにも各教科の指導法の記載あり)
				初等国語科指導法Ⅰ	1	2	1			
			選択	初等国語科指導法Ⅱ (☆)	1	2				
				初等国語科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3				
		社会	必修	初等社会科指導法基礎	1	1	1			
				初等社会科指導法Ⅰ	1	2	1			
			選択	初等社会科指導法Ⅱ (☆)	1	2				
				初等社会科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3				
		算数	必修	算数科指導法基礎	1	1	1			
				算数科指導法Ⅰ	1	2	1			
選択			算数科指導法Ⅱ (☆)	1	2					
			算数科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3					
理科		必修	初等理科指導法基礎	1	1	1				
			初等理科指導法Ⅰ	1	2	1				
		選択	初等理科指導法Ⅱ (☆)	1	2					
			初等理科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3					
生活		必修	生活科指導法基礎	1	1	1				
			生活科指導法Ⅰ	1	2	1				
音楽		必修	初等音楽科指導法基礎	1	1	1				
			初等音楽科指導法Ⅰ	1	2	1				
		選択	初等音楽科指導法Ⅱ (☆)	1	2					
			初等音楽科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3					

次頁に続く

教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	図画工作	必修	図画工作科指導法基礎	1	1	1	(前ページの24単位に含まれる) 区分Ⅰの「各教科の指導法」の中にある(☆)の付いている各教科で開講がある「指導法Ⅱ」の科目から2科目2単位を必ず修得すること。 (前ページにも各教科の指導法の記載あり) 区分Ⅰの「各教科の指導法」の中にある(◆)の付いている各教科で開講がある「指導法開発Ⅰ」の科目から1科目2単位を必ず修得すること。 (前ページにも各教科の指導法の記載あり) 上述した「指導法Ⅱ」のうちの1科目と「指導法開発Ⅰ」は同じ教科を修得すること。
				図画工作科指導法Ⅰ	1	2	1	
			選択	図画工作科指導法Ⅱ (☆)	1	2		
				図画工作科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3		
		体育	必修	初等体育科指導法基礎	1	1	1	
				初等体育科指導法Ⅰ	1	2	1	
			選択	初等体育科指導法Ⅱ (☆)	1	2		
				初等体育科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3		
		家庭	必修	初等家庭科指導法基礎	1	1	1	
				初等家庭科指導法Ⅰ	1	2	1	
			選択	初等家庭科指導法Ⅱ (☆)	1	2		
				初等家庭科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3		
		英語	必修	初等英語科指導法基礎	1	1	1	
				初等英語科指導法Ⅰ	1	2	1	
			選択	初等英語科指導法Ⅱ (☆)	1	2		
				初等英語科指導法開発Ⅰ (◆)	2	3		

区 分 I	区 分 II	選 必	授 業 科 目 名	単 位	履 修 年 次	卒 業 要 件	備 考
教育実践に関する科目	教育実習	必修	教育実習基礎論（小学校）	1	1	1	1 2
			教育実習基礎演習（小学校）	1	2	1	
			教育実習基礎研究（小学校）	2	3	2	
			教育実習Ⅰ（小学校）	1	2	1	
			教育実習Ⅱ（小学校）	4	3	4	
			教職実践インターンシップ(小学校)	1	4	1	
	教職実践演習		教職実践演習（小・中）	2	4	2	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		必修	特別支援教育概論	2	1	2	
		選択	特別支援教育史	2	2		
			特別支援教育演習Ⅰ	1	3		
			特別支援教育演習Ⅱ	1	3		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	必修	視覚障害者心理・生理・病理学概論Ⅰ	1	1	1	3 6 (次ページの単位数を含む)
			視覚障害者心理・生理・病理学概論Ⅱ	1	1	1	
			聴覚障害者心理学概論	1	1	1	
			知的障害者心理学概論Ⅰ	1	1	1	
			知的障害者心理学概論Ⅱ	1	1	1	
			知的障害者生理・病理学概論	2	1	2	
			肢体不自由者心理・生理・病理学概論Ⅰ	1	1	1	
			肢体不自由者心理・生理・病理学概論Ⅱ	1	1	1	
			病弱者心理・生理・病理学概論	2	2	2	
		選択	特別支援心理演習Ⅰ	1	3		
			特別支援心理演習Ⅱ	1	3		
			特別支援病理演習Ⅰ	1	3		
			特別支援病理演習Ⅱ	1	3		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	視覚障害者教育方法論	1	1	1	
			視覚障害者指導論Ⅰ	1	2	1	
			視覚障害者指導論Ⅱ	1	2	1	
			視覚障害教材作成法Ⅰ	1	3	1	
			視覚障害教材作成法Ⅱ	1	3	1	
			聴覚障害者教育課程・方法論	1	2	1	
			聴覚障害者教育方法論	1	2	1	
			聴覚障害診断・評価法Ⅰ	1	3	1	
			聴覚障害診断・評価法Ⅱ	1	3	1	
			聴覚障害者指導論Ⅰ	1	3	1	
			聴覚障害者指導論Ⅱ	1	3	1	
			知的障害者教育課程・方法論Ⅰ	1	3	1	
			知的障害者教育課程・方法論Ⅱ	1	3	1	
			肢体不自由者教育課程・方法論Ⅰ	1	3	1	
			肢体不自由者教育課程・方法論Ⅱ	1	3	1	
			病弱者教育課程・方法論	2	2	2	
			知的障害者指導論Ⅰ	1	3	1	
			知的障害者指導論Ⅱ	1	3	1	

※知的障害者・肢体不自由者・病弱者の免許取得は必須であるが、視覚及び聴覚領域の免許取得はどちらか一方または両方の選択である。そのため、視覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「視覚障害者領域」と記載のある科目について、また、聴覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「聴覚障害者領域」と記載のある科目について、必修科目としてではなく、当該区分Ⅰ及び区分Ⅱにおける選択科目として取り扱う。5 領域全ての免許取得を希望する場合は、「言語障害者教育概論Ⅱ」を必ず修得し、更に備考欄に「視覚障害者領域」及び「聴覚障害者領域」の記載のある必修科目は全て修得すること。

特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	選択	特別支援教職演習Ⅰ	<u>1</u>	3			視覚障害者領域
			特別支援教職演習Ⅱ	<u>1</u>	3			視覚障害者領域
			特別支援教育支援演習Ⅰ	<u>1</u>	3			聴覚障害者領域
			特別支援教育支援演習Ⅱ	<u>1</u>	3			聴覚障害者領域
			特別支援臨床演習Ⅰ	<u>1</u>	3			肢体不自由者領域
			特別支援臨床演習Ⅱ	<u>1</u>	3			肢体不自由者領域
			特別支援実践演習Ⅰ	<u>1</u>	3			知的障害者領域
			特別支援実践演習Ⅱ	<u>1</u>	3			知的障害者領域
	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	視覚障害者教育概論	<u>1</u>	1	1	(前ページの36単位に含まれる)	視覚障害者領域
			聴覚障害者教育概論	<u>1</u>	1			1
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	発達障害者教育概論Ⅰ	<u>1</u>	1	1		重複・LD等領域
			発達障害者教育概論Ⅱ	<u>1</u>	1	1		重複・LD等領域
			言語障害者教育概論Ⅰ	<u>1</u>	2	1		重複・LD等領域
			重度・重複障害者教育概論	<u>1</u>	2	1		重複・LD等領域
	選択	言語障害者教育概論Ⅱ	<u>1</u>	2	※	重複・LD等領域		
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習	必修	特別支援教育実習基礎研究（特別支援学校）	<u>1</u>	3	1			
		特別支援教育実習Ⅰ（特別支援学校）	<u>1</u>	2	1			
		特別支援教育実習Ⅱ（特別支援学校）	<u>3</u>	3	3			

※知的障害者・肢体不自由者・病弱者の免許取得は必須であるが、視覚及び聴覚領域の免許取得はどちらか一方または両方の選択である。そのため、視覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「視覚障害者領域」と記載のある科目について、また、聴覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「聴覚障害者領域」と記載のある科目について、必修科目としてではなく、当該区分Ⅰ及び区分Ⅱにおける選択科目として取り扱う。5領域全ての免許取得を希望する場合は、「言語障害者教育概論Ⅱ」を必ず修得し、更に備考欄に「視覚障害者領域」及び「聴覚障害者領域」の記載のある必修科目は全て修得すること。

【基礎免許：中学校】

Ⅱ 専攻共通科目

区分Ⅰ	区分Ⅱ	選必	授業科目名	単位	履修年次	卒業要件	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法		※取得しようとする免許状の教科に対応した「コース科目」の単位を修得すること。 (免許取得ガイドを参照すること。)			28	
	教科に関する専門的事項						
教育実践に関する科目	教育実習	必修	教育実習基礎論（中学校A）	1	1	12	
			教育実習基礎演習（中学校A）	1	2		
			教育実習基礎研究（中学校A）	2	3		
			教育実習Ⅰ（中学校A）	1	2		
			教育実習Ⅱ（中学校A）	4	3		
			教職実践インターンシップ(中学校A)	1	4		
	教職実践演習		教職実践演習（小・中）	2	4	2	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		必修	特別支援教育概論	2	1	2	
		選択	特別支援教育史	2	2		
			特別支援教育演習Ⅰ	1	3		
			特別支援教育演習Ⅱ	1	3		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	必修	視覚障害者心理・生理・病理学概論Ⅰ	1	1	36 (次ページの単位数を含む)	視覚障害者領域
			視覚障害者心理・生理・病理学概論Ⅱ	1	1		視覚障害者領域
			聴覚障害者心理学概論	1	2		聴覚障害者領域
			知的障害者心理学概論Ⅰ	1	1		知的障害者領域
			知的障害者心理学概論Ⅱ	1	1		知的障害者領域
			知的障害者生理・病理学概論	2	1		知的障害者領域
			肢体不自由者心理・生理・病理学概論Ⅰ	1	1		肢体不自由者領域
			肢体不自由者心理・生理・病理学概論Ⅱ	1	1		肢体不自由者領域
			病弱者心理・生理・病理学概論	2	2		病弱者領域
		選択	特別支援心理演習Ⅰ	1	3		知的障害者領域
			特別支援心理演習Ⅱ	1	3		知的障害者領域
			特別支援病理演習Ⅰ	1	3		知的障害者領域
			特別支援病理演習Ⅱ	1	3		知的障害者領域
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	視覚障害者教育方法論	1	1		視覚障害者領域
			視覚障害者指導論Ⅰ	1	2		視覚障害者領域
			視覚障害者指導論Ⅱ	1	2		視覚障害者領域
			視覚障害教材作成法Ⅰ	1	3		視覚障害者領域
			視覚障害教材作成法Ⅱ	1	3		視覚障害者領域
			聴覚障害者教育課程・方法論	1	2		聴覚障害者領域
			聴覚障害者教育方法論	1	2		聴覚障害者領域
			聴覚障害診断・評価法Ⅰ	1	3		聴覚障害者領域
			聴覚障害診断・評価法Ⅱ	1	3		聴覚障害者領域
			聴覚障害者指導論Ⅰ	1	3		聴覚障害者領域
			聴覚障害者指導論Ⅱ	1	3		聴覚障害者領域
			知的障害者教育課程・方法論Ⅰ	1	3		知的障害者領域
			知的障害者教育課程・方法論Ⅱ	1	3		知的障害者領域

※知的障害者・肢体不自由者・病弱者の免許取得は必須であるが、視覚及び聴覚領域の免許取得はどちらか一方または両方の選択である。そのため、視覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「視覚障害者領域」と記載のある科目について、また、聴覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「聴覚障害者領域」と記載のある科目について、必修科目としてではなく、当該区分Ⅰ及び区分Ⅱにおける選択科目として取り扱う。5領域全ての免許取得を希望する場合は、「言語障害者教育概論Ⅱ」を必ず修得し、更に備考欄に「視覚障害者領域」及び「聴覚障害者領域」の記載のある必修科目は全て修得すること。

特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	肢体不自由者教育課程・方法論Ⅰ	<u>1</u>	3	1	(前ページの36単位に含まれる)	肢体不自由者領域
			肢体不自由者教育課程・方法論Ⅱ	<u>1</u>	3	1		肢体不自由者領域
			病弱者教育課程・方法論	<u>2</u>	2	2		病弱者領域
			知的障害者指導論Ⅰ	<u>1</u>	3	1		知的障害者領域
			知的障害者指導論Ⅱ	<u>1</u>	3	1		知的障害者領域
		選択	特別支援教職演習Ⅰ	<u>1</u>	3			視覚障害者領域
			特別支援教職演習Ⅱ	<u>1</u>	3			視覚障害者領域
			特別支援教育支援演習Ⅰ	<u>1</u>	3			聴覚障害者領域
			特別支援教育支援演習Ⅱ	<u>1</u>	3			聴覚障害者領域
			特別支援臨床演習Ⅰ	<u>1</u>	3			肢体不自由者領域
			特別支援臨床演習Ⅱ	<u>1</u>	3			肢体不自由者領域
			特別支援実践演習Ⅰ	<u>1</u>	3			知的障害者領域
			特別支援実践演習Ⅱ	<u>1</u>	3			知的障害者領域
	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	視覚障害者教育概論	<u>1</u>	1	1		視覚障害者領域
			聴覚障害者教育概論	<u>1</u>	1	1		聴覚障害者領域
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	必修	発達障害者教育概論Ⅰ	<u>1</u>	1	1		重複・LD等領域
			発達障害者教育概論Ⅱ	<u>1</u>	1	1		重複・LD等領域
			言語障害者教育概論Ⅰ	<u>1</u>	2	1		重複・LD等領域
			重度・重複障害者教育概論	<u>1</u>	2	1		重複・LD等領域
		選択	言語障害者教育概論Ⅱ	<u>1</u>	2	※		重複・LD等領域
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		必修	特別支援教育実習基礎研究（特別支援学校）	<u>1</u>	3	1		
			特別支援教育実習Ⅰ（特別支援学校）	<u>1</u>	2	1		
			特別支援教育実習Ⅱ（特別支援学校）	<u>3</u>	3	3		

※知的障害者・肢不自由者・病弱者の免許取得は必須であるが、視覚及び聴覚領域の免許取得はどちらか一方または両方の選択である。そのため、視覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「視覚障害者領域」と記載のある科目について、また、聴覚領域の免許を取得しない場合は備考欄に「聴覚障害者領域」と記載のある科目について、必修科目としてではなく、当該区分Ⅰ及び区分Ⅱにおける選択科目として取り扱う。5 領域全ての免許取得を希望する場合は、「言語障害者教育概論Ⅱ」を必ず修得し、更に備考欄に「視覚障害者領域」及び「聴覚障害者領域」の記載のある必修科目は全て修得すること。

Ⅲ 卒業研究

科目区分	選必	授業科目名	単位	履修年次	卒業要件	備考
卒業研究	必修		6	4	6	※卒業研究の履修に当たっては、14 頁を参照のこと。